

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

許認可等の内容		小規模専用水道の新設・増設（改造）工事の確認
根拠法令及び条項		君津都市広域市町村圏事務組合小規模水道条例第5条
標準 処理 期間	根拠条項	君津都市広域市町村圏事務組合小規模水道条例第7条
	設定等年月日	平成25年4月1日
	標準処理期間	30日以内
審査 基準	根拠条項	君津都市広域市町村圏事務組合小規模水道条例第4条
	参考事項	1 提出部数2部 2 君津都市広域市町村圏事務組合小規模水道条例施行規則（平成25年君津都市広域市町村圏事務規則第3号） 3 水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）
	設定等年月日	平成25年4月1日
	【基準】	1 君津都市広域市町村圏事務小規模水道条例第4条に定める施設基準に適合すること。 2 施設基準の詳細は、小規模水道取扱要領（平成11年衛生部長通知）第3の1による。 小規模水道取扱要領 第3小規模専用水道 1届出（1）確認申請 ア 条例第5条の規定による小規模専用水道の工事設計の確認に際しては、「水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）」に準拠すること。 イ 条例第7条の規定による確認等の通知は、小規模専用水道布設工事確認通知書によること。 ウ 条例第6条第2項第3号で定める工事設計書に記載すべき水源の水質試験の結果とは、水源、原水について行った水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる次項のうち、21の項から30の項まで及び48の項を除くすべての事項に関する検査結果の記載を指導するものとする。 エ 条例第6条の確認の申請については、小規模専用水道概要書（台帳）の添付を指導するものとする。 中略 （10）浄水受水小規模専用水道の届出浄水受水小規模専用水道（専用水道もしくは小規模専用水道から供給される水のみを水源とする小規模専用水道）につ

いては、次により取扱うものとする。

ア 条例第6条第2項第3号に規定する「水質試験の結果」については、当該小規模専用水道に水を供給する専用水道もしくは小規模専用水道の浄水の水質検査結果書の写しの添付を指導するものとする。

イ 再塩素消毒設備については、次によること。

(ア) 給水栓における水が残留塩素を規定どおり保持できないことが予想される施設については、布設工事時点での設置を指導するものとする。

(イ) その他の施設については、給水開始後の実績により必要性を判断し指導する。